

札幌市公共事業（国土交通省所管補助事業及び交付金事業）再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省所管の補助事業（表－1）及び交付金事業（基幹事業及び関連社会資本整備事業）とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くものとする。

表－1 [再評価の対象とする国土交通省所管補助事業一覧表]

事業名	所管（担当）部局	
	国土交通省	札幌市
河川事業	水管理・国土保全局	下水道河川局事業推進部
道路・街路事業	道路局、都市局	建設局土木部
土地区画整理事業	都市局	都市局市街地整備部
市街地再開発事業	都市局、住宅局	まちづくり政策局都市計画部
住宅市街地基盤整備事業	住宅局	まちづくり政策局都市計画部
住宅市街地総合整備事業	住宅局	都市局市街地整備部、 まちづくり政策局都市計画部
下水道事業	水管理・国土保全局	下水道河川局事業推進部
都市公園等事業	都市局	建設局みどりの推進部
国際競争拠点都市整備事業	都市局	まちづくり政策局政策企画部

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

ただし、交付金事業において、進捗状況等から総合的に勘案し、審議の余地が無いと認められる事業については再評価を実施しないことができるものとする。なお、審議の余地が無いかどうかの判断は、市長が行うものとする。

(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする。また、この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは、表-2のとおりとする。

表-2 [「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義]

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業・街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理处分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国際競争拠点都市整備事業	同種の補助事業に準じて設定
交付金事業	同種の補助事業に準じて設定

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは、補助事業においては「5年間」、交付金事業については「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、市長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適切かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業（ただし、高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもので、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る）

「準備・計画段階」とは、「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」とし、「一定期間」とは、5年間とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に一定期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。「一定期間」とは、5年間とする。ただし、交付金事業における下水道事業については10年とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、市長が行うものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体は札幌市とする。

(2) 再評価にあたっては、第三者の意見を求めるため、札幌市附属機関設置条例（札幌市条例43号）により設置された札幌市公共事業評価検討委員会（以下、「委員会」という。）に諮るものとする。

(3) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。

① 第3の(1)に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までに実施する。

② 第3の(2)に該当する事業にあつては、事業採択後補助事業については5年目、交付金事業については10年目の年度の1月末までに実施する。ただし、第3の(2)に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度の1月末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までに実施する。

③ 第3の(3)に該当する事業にあつては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度の1月末までに実施する。

④ 第3の(4)に該当する事業にあつては、再評価実施後5年目（ただし、交付金事業における下水道事業については10年目）の年度の1月末までに実施する。

(4) 再評価の対象となる事業を実施する関係部局は、再評価に係る資料及び、事業の継続、見直し継続、または、中止の方針（案）（以下、「対応方針（案）」という。）を作成する。

(5) 市長は、再評価に係る資料及び対応方針（案）を委員会に諮り、意見の具申があつたときは、これを最大限尊重し対応方針を決定する。

なお、第3において審議の余地が無いと判断した事業にあつては、判断した理由とともに、市の対応方針を委員会へ報告するものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

市長は、対応方針の決定後、再評価結果及び対応方針について、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

また、1の(5)において、委員会へ報告した事業についても、対応方針及び決定理由、

審議の余地が無いと判断した理由等を公表するものとする。

なお、公表は行政情報課において閲覧に供することとする。

3 再評価の実施フロー

再評価の実施フローは別紙－１のとおりとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定及び改善

事業種別ごとの再評価手法については、国が策定する評価手法に準ずるものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は、主として以下のとおりとする。

(1) 事業の必要性等に関する視点

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

② 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

③ 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

3 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

(1) 2の(1)の視点による再評価及び(2)の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、(3)の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

(2) 2の(1)の視点による再評価又は(2)の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、(3)の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって2の(1)の視点による再評価及び(2)の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、2の(1)の視点による再評価及び(2)の視点による再評価がいずれも継続

が妥当と判断される場合にあっても、(3)の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

- (3) 2の(1)の視点による再評価又は(2)の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、(3)の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

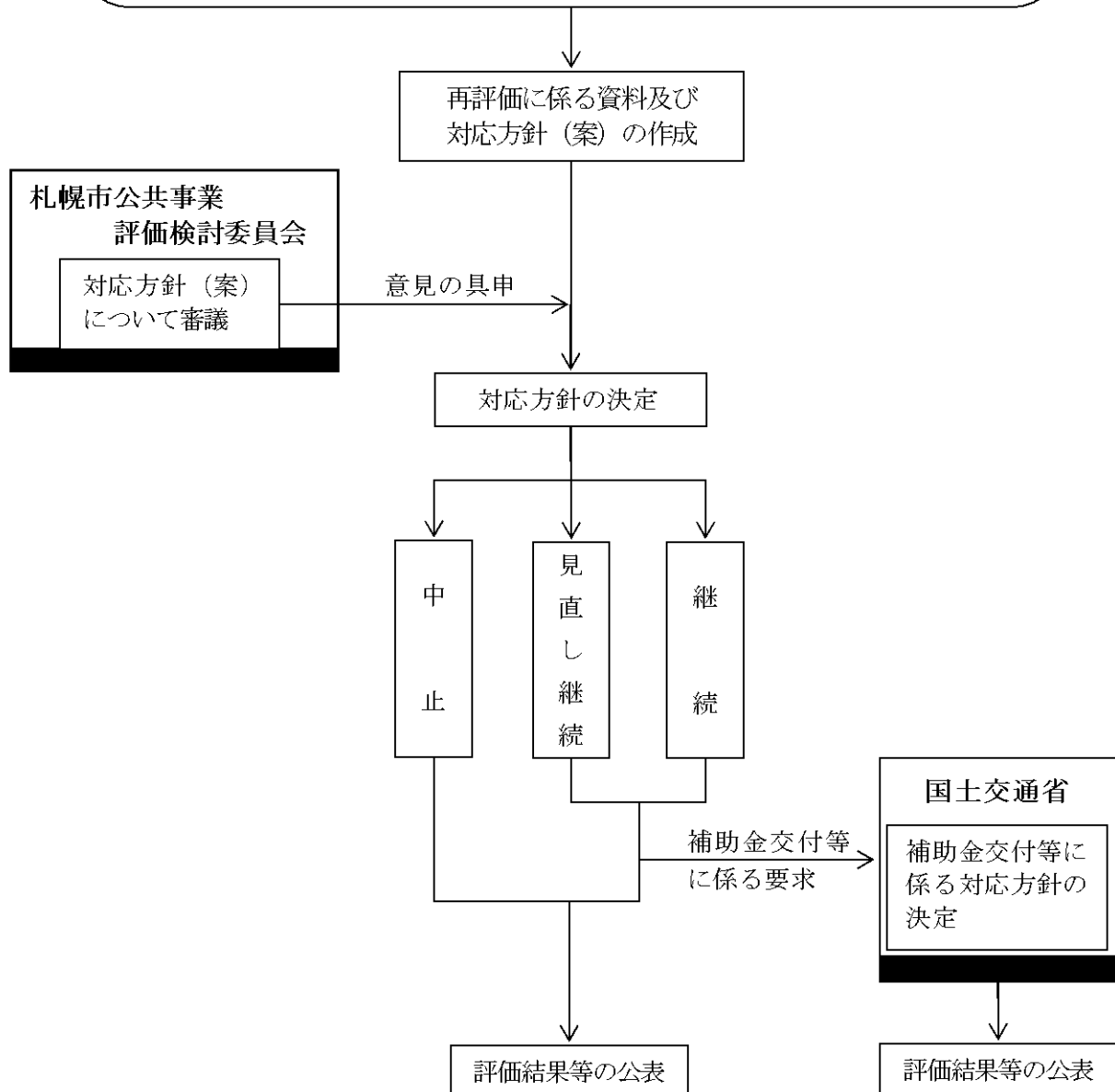
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

再評価の実施フロー

札幌市

対象事業

- ① 事業採択後、一定期間が経過した時点で未着工の事業（一定期間とは5年間）
- ② 事業採択後、長期間が経過した時点で継続中の事業
（長期間とは補助事業においては5年、交付金事業においては10年間）
- ③ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業（一定期間とは5年間）
- ④ 再評価実施後、一定期間が経過している事業（一定期間とは5年間、
交付金事業における下水道事業は10年間）
- ⑤ 社会経済の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業





札幌市附属機関設置条例をここに公布する。

平成26年10月6日

札幌市長

上田文雄



札幌市条例第43号

札幌市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関等（執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。）は、別表1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。

2 前項の規定により設置する附属機関のほか、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、執行機関等は、その規則又は管理規程で定めるところにより、臨時の附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。以下「臨時的附属機関」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関（臨時的附属機関を除く。以下第6条までにおいて同じ。）の所掌事務は、それぞれ別表1又は別表2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の

定数は、それぞれ別表1又は別表2の定数の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。
- 3 前2項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等が適当と認める者のうちから、当該執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第5条 附属機関の委員等（臨時委員等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、それぞれ別表1又は別表2の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

（部会等）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に別表1又は別表2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員等である者は、この条例の施行

の日に、第4条第3項の規定により当該別表1又は別表2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(札幌市情報公開条例の一部改正)

- 3 札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第21条中「及びこれに類する合議体」を削る。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならない附属機関の委員の項を削り、同表その他の附属機関の委員の項を次のように改める。

附属機関	オンブズマン	報酬月額	550,000円
	子どもの権利救済委員		290,000円
	上記以外の委員その他の構成員	報酬日額	12,500円

別表1（第2条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	札幌市行政評価委員会	本市の事業及び施策に関する評価、本市の行政活動のうち特定の分野に関する評価並びに本市の行政活動について特定の観点からの評価を行うための審議並びに本市の行政評価制度についての審議に関すること。	8人以内	2年
	札幌市コンプライアンス委員会	本市における法令等遵守体制の確立及び職員の公正な職務の遂行の確保に関する重要な事項についての調査及び審議に関すること。	5人以内	2年
	札幌市アイヌ施策推進委員会	本市におけるアイヌ施策の実施状況、アイヌ施策の見直し及び新たなアイヌ施策についての審議に関すること。	10人以内	3年
	札幌市乗合バス路線維持審査会	市内バス路線の維持の必要性についての審査、市内バス路線の維持に係る補助金の交付申請に対する審査及び市内バス路線のうち特定の運行系統の収支改善についての審議に関すること。	5人以内	2年
	札幌市入札・契約等審議委員会	工事その他の本市が行う調達に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並	5人以内	2年

	びに本市における政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての審議に関すること。		
札幌市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号又は第2号の規定に基づく老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関すること。	6人以内	2年
札幌市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送についての調査及び審議に関すること。	12人以内	2年
札幌市健康づくり推進協議会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議に関すること。	40人以内	2年
札幌市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患の治療研究事業に係る対象者の認定についての審査及び治療研究事業の実施に関する必要な事項についての審議に関すること。	6人以内	1年

札幌市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項に規定する医療安全支援センターの運営方針及び地域、医療機関等における医療の安全の推進についての審議に関すること。	12人以内	2年
札幌市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施する予防接種による健康被害その他本市が実施する予防接種に関する必要な事項についての医学的な見地からの調査に関すること。	10人以内	2年
札幌市エイズ対策推進協議会	本市におけるエイズの感染の予防及びまん延の防止についての審議に関すること。	20人以内	2年
札幌市衛生研究所倫理審査委員会	衛生研究所が実施する疫学研究その他の医学研究についての倫理的及び科学的な観点からの審議に関すること。	5人以内	2年
市民動物園会議	円山動物園の運営方針についての審議に関すること。	10人以内	2年
札幌市大規模小売店舗の立地に係る生活環境影響評価専門家会議	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持についての審議に関すること。	8人以内	2年

	札幌市公共事業評価検討委員会	本市における公共事業（国からの補助金又は交付金の交付の対象となるものに限る。）について、その効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から再評価を実施するものに係る対応方針についての審議に関すること。	6人以内	2年
	札幌市住まいの協議会	本市における住宅施策についての審議に関すること。	12人以内	2年
	札幌市救急業務検討委員会	本市における救急業務に係る施策についての審議に関すること。	30人以内	2年
教育委員会	札幌市学校給食運営委員会	本市の学校給食の運営に関する必要な事項についての審議に関すること。	15人以内	1年
	札幌市学校結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	20人以内	3年
	札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会	市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒について、いじめその他の理由により、その生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態及び相当の期間において市立学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態に係る調査及び審議並びにこれらの事態の防止対策について	10人以内	2年

		の審議に関すること。		
	札幌市幼児 アセスメン ト委員会	私立幼稚園における特別な 教育的支援を必要とする幼 児に係る支援の内容、支援の 必要性及び支援計画の作成 に係る助言についての審議 に関すること。	25人 以内	2年
水道事業管 理者	札幌市水道 施設整備事 業評価委員 会	本市が実施する水道施設整 備事業（国からの補助金の交 付の対象となる事業に限 る。）について、その効率的 な執行及びその実施過程の 透明性の一層の向上を図る 観点からの評価を行うため の審議に関すること。	5人以 内	2年
病院事業管 理者	市立札幌病 院倫理委員 会	市立札幌病院が実施する医 学研究及び医療行為につい ての倫理的及び科学的な観 点からの審議に関すること。	12人 以内	2年
	市立札幌病 院臨床研究 審査委員会	市立札幌病院が実施する治 験並びに医薬品及び医療機 器を使用する臨床研究及び 調査についての倫理的、科学 的及び医学的な観点からの 審議に関すること。	20人 以内	1年

別表2 (第2条関係)

番号	附属機関	所掌事務	定数	任期
1	受託者の選定に係る委員会	本市が発注する業務等に係る受託者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から受託者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
2	本市財産の使用者等の選定に係る委員会	本市の財産、権利等を使用させ、又は譲渡する相手方の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から相手方が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
3	補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会	本市が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から交付対象者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
4	適格者、適任者等の選考に係る委員会	本市の各分野における功労者の選考その他の功績、実績、適性、能力、経験等を踏まえた適格者、適任者等の選考（1の項から3の項までに規定する選定に係るものを除く。）及びこれに伴う事	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から適格者、適任者等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで

		務についての審査又は審議に関すること。		
5	作品、実演等の選考に係る委員会	作品、実演等の選考（1の項から3の項までに規定する選定に係るものを除く。）及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以上	委嘱され、又は任命された日から作品、実演等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで



札幌市公共事業評価検討委員会規則を次のように制定する。

平成26年10月 6 日

札幌市長

上田文雄



札幌規則第68号

札幌市公共事業評価検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第7条の規定に基づき、札幌市公共事業評価検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長である者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

〔平成10年3月13日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び委員の選任並びに透明で公正な会議の運営を確保することにより、附属機関等の審議の活性化を図るとともに、政策形成過程への市民参加の機会を拡充し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 懇話会 要綱等に基づき、行政運営上の意見聴取、意見交換及び連絡調整等を行うために設置される、意思決定を伴わない機関
- (3) 局長等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局長、教育長並びに区長

(附属機関の設置)

第3条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとし、必要に応じて部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図るものとする。

2 附属機関を新たに設置しようとする局長等は、附属機関設置事前協議書（様式1）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第4条 附属機関の庶務を所管する局長等は、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、廃止、統合等の見直しを図るものとする。

- (1) 設置当初の目的を達したもの
 - (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
 - (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
 - (4) 設置目的が他の附属機関と類似し、又は所掌事務が他の附属機関と重複しているもの
- 2 前項の規定に基づき、廃止又は統合を行った場合は、附属機関廃止・統合

通知書（様式2）により、総務局長へ報告するものとする。

（附属機関の委員の選任）

第5条 附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。ただし、法令、条例及び国の通知、指針等において別に表示されている場合は、この限りではない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年3月28日市長決裁）によること。
- (3) 同一の附属機関における委員の在任期間が通算して6年を超えないこと。ただし、任期が開始する日において、在任期間が通算して6年を超えていない場合は、この限りでない。
- (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4機関までとすること。
- (5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。
- (7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。

2 第1項第3号及び第4号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 選任しようとする委員が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 選任しようとする委員以外に、当該附属機関の委員として必要な専門的な知識又は経験を有する者がいないこと等特別の事情があると認められる場合

3 第1項第7号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 行政処分に関する審議等を行う場合
- (2) 審議等に専門的な知識が必須である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関の所掌事務及び審議事項に照らし、委員の公募が適当でないとして認められる場合

4 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関委員選任事前協議書（様式3）及び附属機関委員予定者名簿（様式4）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

5 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任したときは、附属機関委員名簿（様式5）を総務局長に送付するものとする。

6 附属機関の庶務を所管する局長等は、附属機関の委員が任期の中途において退任した場合、又は委員の委嘱を解いた場合は、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。

7 第1項、第4項、第5項及び第6項の規定は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）別表2に該当する附属機関及び指定管理者選定委員会には適用しない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務、審議事項等の情報を公表すること。
 - (2) 会議の公開及び非公開については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条の規定に従い、あらかじめ決定しておくこと。
 - (3) 会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。
 - (4) 会議については、会議録を作成のうえ公表すること。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しない。
 - (5) 第2号の規定により会議を非公開とすることを決定したときは、当該附属機関の委員に対し、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務を負うことについてあらかじめ確認すること。また、委員の職を退いた後も同様とする。
- 2 委員を公募する際には、公正かつ透明性の高い選任が行われるよう、次の事項に留意するものとする。

- (1) 応募資格、応募方法、選考方法その他必要な事項を記載した募集要項を作成し、あらかじめ広報すること。
- (2) 応募機会を拡大するための、様々な情報提供手段による広報に努めること。
- (3) 選考の基準及び手順等の選考経緯を公表すること。

（懇話会の運営）

第7条 懇話会については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 名称は、審議会、審査会、調査会など、附属機関と誤認される表現を用いないこと。
- (2) 所掌事務は、「審議する」、「審査する」及び「答申する」など、附属機関が所掌する事務を付与しないこと。
- (3) 委員の意見については、個々の委員の意見表明とし、機関としての意見表明としないこと。
- (4) 議決方法に関する議事手続きを定めないこと。
- (5) 委員の選任については、第5条第1項の規定を尊重し、その設置目的に応じた適切な人材の選任に努めること。
- (6) 情報提供については、第6条の規定を尊重すること。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定は、平成10年10月1日以後の附属機関等の委員の選任について適用する。
- 3 札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条中「要綱で」を「要綱において」に、「法律又は条例に基づき設置する附属機関」を「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成10年3月13日市長決裁）第2条に規定する附属機関等」に改める。
 - (2) 第5条第1項中「市民局長と審議会等委員の選任に係る事前協議書（様式1）及び女性委員予定者名簿（様式2）により」を「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定める様式により市民局長と」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「事前協議の」を加え、「事前協議結果通知書（様式3）により」を削り、同条第3項を削る。
 - (3) 様式1から様式3までを削る。
- 4 前項の規定による改正後の札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱第2条及び第5条の規定は、平成10年10月1日以後の審議会等の委員の選任について適用し、同日前の審議会等の委員の選任については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月25日一部改正）

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日一部改正）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第3号の規定は、平成21年10月1日以後に行われる附属機関等の委員の選任について適用し、同日前に行われる附属機関等の委員の選任については、なお従前の例による。
- 3 第6条第1項第4号の規定は、平成21年4月1日以後に開催される附属機関等の会議について適用し、同日前に開催される附属機関等の会議については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月6日一部改正）

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。